

土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の
積立てについて

平成31年 2月14日30農振第2942号
最終改正 令和7年4月2日6農振第3070号

農林水産省農村振興局長から	各地方農政局長	} あて
	内閣府沖縄総合事務局長	
	国土交通省北海道開発局長	
	北海道知事	
	独立行政法人水資源機構理事長 全国土地改良事業団体連合会会長	

(別添)

土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立
てに関する取扱要領

1 趣旨

土地改良区が管理する土地改良施設の老朽化が進行する中で、将来行われることとなる土地改良施設の大規模修繕や施設更新事業に要する費用に充てるための資金を計画的に積み立てることの重要性が増していることから、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第42条及び各土地改良区の定款（土地改良区定款例（昭和40年3月22日付け40農地B第881号農林省農地局長通知）第52条第3項に準じた規定をいう。）の規定に基づき、積み立てる資金の積立ての計画（以下「施設更新積立計画」という。）を策定して、土地改良区関係組合員の理解を醸成し、併せて適切な会計処理を行うことにより、もって、当該施設更新事業等に要する費用の計画的な積立てを促進するものである。

2 貸借対照表の作成に伴う土地改良施設の会計上の現在価値の把握

土地改良区における貸借対照表は、土地改良区会計基準の制定について（平成31年2月14日付け30農振第2938号農村振興局長通知）に基づき作成するものとし、当該貸借対照表の作成に必要となる土地改良施設の資産評価に当たっては、土地改良施設の資産評価マニュアルの制定について（平成31年2月14日付け30農振第2941号農村振興局整備部長通知）及びこれに関連し各都道府県が作成する当該資産評価の運用方針等に基づき評価することにより、土地改良施設の会計上の現在価値の状況を適切に把握するものとする。

3 土地改良施設に係る施設更新積立計画（案）の策定

（1）施設更新積立計画（案）の策定

上記２から得られた土地改良施設の会計上の情報を基に、土地改良区は、土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る以下の事項を内容とする施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）の案を策定するものとする。

（積立計画（案）の策定事項）

- ① 積立ての目的
- ② 積立計画の内容
- ③ 施設更新事業等の概要
- ④ 積立金の算定方法
- ⑤ その他必要な事項

なお、積立計画の記載内容は、別紙１の「土地改良区施設更新積立計画（例）」参照するものとする。

- （２）積立計画（案）中、③の施設更新事業等の概要の作成に当たっては、貸借対照表から得られる土地改良区が管理する土地改良施設に係る減価償却累計額等の情報を基に作成するものとする。

また、貸借対照表から得られる土地改良施設の会計上の情報は、土地改良施設についての貸借対照表価額が、原則として取得価額で表示されていることから、積立計画（案）の策定に当たっては、必要となる所要額を策定時点の価額で見積もることができるものとする。

なお、国、県等の関係機関からの情報により、具体の施設の更新の時期及び費用（土地改良区負担額）の概要が明らかである場合は、貸借対照表から得られる土地改良区が管理する土地改良施設の会計上の情報に代えて、これを基に③の施設更新事業等の概要を作成することができる。

- （３）積立計画（案）中、④の積立金の算定方法の作成に当たっては、土地改良施設に係る施設更新事業等の実施時期及びその事業費のうち土地改良区が負担することとなる予定負担額を試算し、土地改良区において、現在の組合員世代と将来の組合員世代との負担の均衡を考慮し、積立てすべき水準を概定するものとする。

４ 施設更新事業等に要する経費の財源と積立て

- （１）土地改良区は、次に掲げる資金を積立てに充当することができるものとする。

- ① 法第43条第２項の規定に基づき徴収する決済金の中で将来必要となる大規模修繕費等に相当する額を徴収している場合には、徴収額のうち当該相当額
- ② 毎年度の収支決算において、剰余金が生じた場合であって、総会又は総代会において当該積立てに繰り入れるものとして議決を得た場合には、当該議決を得た額
- ③ 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費（大規模修繕に要する費用及び施設更新事業に要する費用を含む。）として、法第36条第１項の規定により賦課徴収した額（貸借対照表から得られる土地改良施設の会計上の情報に基づき、施設の減価償却累計額を上限として算定した額）

- （２）土地改良区において施設更新事業等に要する費用を積み立てるに当たっては、以下の事項を内容とする施設更新積立金管理規程（以下「積立金管理規程」という。）の案の作成を行うものとする。

(積立金管理規程(案)の記載事項)

- ① 目的
- ② 積立計画
- ③ 積立方法
- ④ 積立限度額
- ⑤ 取崩方法
- ⑥ 管理方法
- ⑦ その他必要な事項

なお、積立金管理規程の記載内容は、別紙2の「土地改良区施設更新積立金管理規程(例)」を参照するものとする。

また、積立金管理規程は、土地改良区の総会又は総代会の議決を得て定めるものとする。

5 土地改良区の維持管理計画の変更(案)の策定

上記4の(1)の③を積立ての財源とする場合、土地改良区関係組合員に対しては、会計上からの土地改良施設の現在価値の状況の情報に加え、土地改良区の維持管理計画上からも当該土地改良施設に係る維持管理及び施設更新事業等に要する費用等を明らかにする必要があることから、上記2及び3のプロセスを踏まえ、次の費用を維持管理計画の事業費に記載することを内容とする維持管理計画の変更(案)を策定するものとする。

(維持管理計画に計上する事業費の記載項目)

- (1) 1事業年度に要する経常的経費の概算額
- (2) 施設の耐用年数期間中に必要となる整備補修費の予定総額及びその1事業年度当たりの平均額

6 土地改良施設に係る積立計画の樹立及び維持管理計画の変更

- (1) 土地改良区は、貸借対照表及び積立計画(案)の策定後、関係組合員等に当該各計画等(案)について説明を行い、積立てを行うこと等についての合意形成を図るものとする。
- (2) 上記5の(1)の合意形成を踏まえ、土地改良区は、総会又は総代会において、積立計画の議決を得るものとする。
- (3) 上記4の(1)の③を積立ての財源とする場合は、上記6の(1)において維持管理計画の変更(案)を策定し、また、上記6の(2)の総会又は総代会において維持管理計画の変更の議決を得て、都道府県知事の認可を得るものとする。

7 積立金の会計処理と取崩し

- (1) 積立金管理規程に基づく積立金は、貸借対照表の資産の部の(款)基本財産、(項)土地改良施設更新積立金として計上し、適切に管理するものとする。

なお、土地改良区において、一般会計のほか維持管理事業に係る特別会計を設けている場合には、積立金は、当該会計区分ごとに計上するものとする。

- (2) 積立金の取崩しに当たっては、その都度、総会又は総代会の承認を得るもの

とする。

なお、当該積立金には、維持管理に要する費用として徴収した賦課金のほか、法第43条第2項の規定に基づき徴収する決済金の一部及び毎年度の収支決算上の剰余金の一部も含まれることから、その取崩しに当たっては、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に加え、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に要する費用に係る負担金又は分担金に充てることができるものとする。

この場合、積立金管理規程の取崩方法の規定にその旨記載するとともに、土地改良区の財務諸表に対する注記にも、当該国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構等が管理する施設で土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連するものの、取得価額、減価償却累計額、期末残高及びその土地改良区の負担額を記載するものとする。

8 その他

(1) 積立計画等を見直す必要が生じた場合には、上記各手続に準じるものとする。

(2) 土地改良区が管理する土地改良施設に係る施設更新事業等に要する費用の積立てを行うに当たっては、関係組合員との合意形成が不可欠である。

このことから、上記各手続による総会又は総代会での議決前に、土地改良施設の管理の在り方、施設更新事業等の内容、積立水準及びその必要性等について、関係組合員等と十分に議論していくことが求められる。

(3) 法第48条第1項の規定により土地改良区が自ら行う事業、法第85条の3第1項の規定により国若しくは都道府県に申請する事業、法第87条の2第1項の規定により国若しくは都道府県が自ら行う事業等により、土地改良区が管理する土地改良施設又は当該土地改良施設と密接に関連する施設の更新を行う場合の事業開始手続等における土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第48条の2第2号等の同意徴集手続を要しない土地改良事業の要件に該当することの判定においては、同号に規定する資金等として、定款、規約、積立計画及び積立金管理規程に基づき、（款）基本財産、（項）土地改良施設更新積立金として計上した資金を充てるものとする。

土地改良区施設更新積立計画（例）

年 月 総（代）会議決
（ 年 月 改定 総（代）会議決）
〇〇土地改良区

1 積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する土地改良施設及び土地改良区が管理する土地改良施設に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用に充てるための土地改良法第 42 条及び定款第 52 条第 3 項の規定に基づく費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 積立計画の内容

（1）積立期間

年度から 年度まで（ 年間）

（※積立計画の総（代）会議決が行われた次年度から積み立てる）

（2）積立総額

000,000 千円

（3）積立期間中の毎期の積立額

000,000 千円を限度として積み立てるものとする。

3 施設更新事業等の概要

本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額及び工事の予定時期は、次のとおりである。

（1）施設更新事業等に係る対象施設

（2）費用の概算額及び自己負担予定額

（3）工事の予定時期

4 積立額の算定方法

積立ては、総（代）会の議決を得て、転用決済金又は毎年度の収支決算における剰余金の一部を積み立てることができるものとする。

また、土地改良区が管理する施設ごとの減価償却費を基礎として、その額の %を毎期積み立てることができるものとする。

5 その他

（1）本積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（2）積立金の管理のために必要な規程は、別途総（代）会で定めるものとする。

※その他必要な事項として、土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設がある場合で、当該施設で国、都道府県、市町村又は独立行政法人水資源機構が管理するものの施設更新事業等に関する関連情報がある場合には当該事項、その他土地改良区において特記すべき事項があれば、必要に応じて記載するものとする。

附則

年 月 日総（代）会議決

この積立計画は、 年度から施行する。

年 月 日変更 総（代）会議決

この改定した積立計画は、 年度から施行する。

（参考） 維持管理計画書

※ 積立てに当たって維持管理計画の変更を伴う場合は、認可された維持管理計画書の事業費の箇所の写しを添付すること。

土地改良区施設更新積立金管理規程（例）

年 月 日 制定

〇〇土地改良区

（目的）

第 1 条 本規程は、本土地改良区が管理する土地改良施設の大規模修繕及び施設更新事業等（以下「施設更新事業等」という。）に要する費用に充てるための土地改良法第 42 条及び定款第 52 条第 3 項の規定に基づく費用のための積立金（以下「積立金」という。）の積立て及び管理に関して、必要な事項を定めるものとする。

（積立計画）

第 2 条 土地改良区施設更新積立計画（以下「積立計画」という。）に基づき積立てを行うこととする。

2 積立計画は、毎期見直しの要否の検討を行うものとし、検討の結果、積立計画を変更する場合には、総（代）会の承認を得なければならない。

（積立方法）

第 3 条 積立金は、次の各号に掲げるものを原資として、総（代）会にて承認された額を毎期積み立てることとする。

- 一 転用決済金積立金
- 二 毎年度の剰余金
- 三 賦課金収入

（積立限度額）

第 4 条 積立金は、毎年度、総（代）会にて承認された積立総額を限度とすることとし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

（取崩方法）

第 5 条 積立金は、総（代）会の承認を経て、取り崩すことができる。

2 取崩しを行う場合は、土地改良区が管理する土地改良施設の施設更新事業等に要する費用に充当することに限るものとする。

3 前項のほか、財務諸表に対する注記において記載する本土地改良区が管理する土地改良施設と密接に関連する施設で、〇〇（※国、県等）が管理する施設の施設更新事業等に要する費用であって本土地改良区が負担又は分担しなければならない費用については、総（代）会の承認を経て、当該負担金又は分担金に充てるため積立金を取り崩すことができる。

（管理方法）

第 6 条 積立金の管理及び運用の責任者は、理事長とする。

2 積立金に属する現金は、規約第 58 条に示す方法により保管又は管理しなければならない。

(会計)

第7条 積立金は会計区分ごとに、貸借対照表の資産の部の(款)基本財産、(項)土地改良施設更新積立金の名称を付して計上するものとする。

2 本規程に基づき積み立てた積立金は、他の会計区分に流用してはならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃については、総(代)会の議決を経て行うものとする。

(細則)

第9条 この規程に定めるほか、積立金の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、 年 月 日から施行する。